

雪解けとともに現れる「捨てられたごみ」。観光都市でもある大都市札幌の魅力が半減させます。

マナーを守って、自分たちの街を快適で魅力あふれる地域にしましょう。

マナーを守ろう！

放置自転車

札幌駅周辺は「**自転車等放置禁止区域**」に指定されています（右図参照）。自転車・原動機付自転車は、禁止区域内の路上や広場などに放置すると、通行の妨げとなるため、撤去いたします。その場合は、費用が徴収されますので、駐輪場をご利用ください。なお、札幌駅周辺の駐輪場は、有料です。



また、中央区内では、札幌駅周辺のほか西28丁目駅周辺においても自転車などを放置できない禁止区域があります（下図参照）。

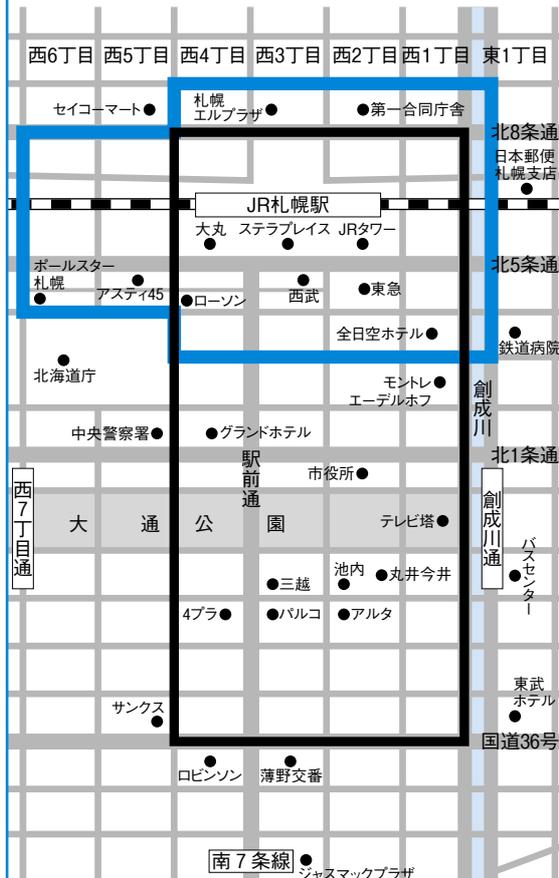
皆様のご協力をお願いいたします。

<詳細>

道路管理課

☎211-2452

札幌市都心部



- 凡例**
- ・喫煙制限区域
 - ・自転車等放置禁止区域

ポイ捨て歩きタバコ

札幌市では「**札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例**」を制定しています。

市内全域でたばこの吸い殻、空き缶などをみだりに捨てることを禁止しているほか、都心部に喫煙制限区域を設定しており（左図参照）、区域内の公共の場所での歩きタバコや灰皿のない場所での喫煙を禁止しています（携帯灰皿も不可）。



条例に違反した場合は、散乱等防止指導員が過料（罰則）1,000円を徴収します。

ルールを守り、快適なまちづくりにご協力ください。

<詳細>

事業廃棄物課

☎211-2927

西28丁目駅周辺



- 凡例**
- ・自転車等放置禁止区域

ごみマナー

やせないごみ③資源の日の「びん・缶・ペットボトル」と「プラスチック」に分けて、それぞれ中身の見える袋に入れ、お住まいの地区の決められた収集日に、必ず当日の朝8時30分までに、ごみステーションに出しましょう。

<詳細>中央清掃事務所

☎581-1153

収集後にごみを出したり、決められた曜日や分別方法を守らずにごみを出す方が見受けられます。家庭から出すごみは、①燃やせるごみ②燃

